

大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託仕様書

本仕様書は、大分県ドローン協議会（以下「甲」という）が発注する令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託（以下、「委託業務」という。）を受注する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託

2 目的

ドローン利用者の拡大及び地域でのドローンの更なる活用促進を図るため、大分県内各地域に出向いてドローンの活用事例に関する講習や実機の操縦体験、意見交換会等を開催するにあたり、講習会が円滑に実施できるよう必要な業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年2月15日（月）まで

4 委託業務の内容

(1) 委託業務の概要

(ア) 委託業務の企画運営

①概要

座学講習、操縦体験講習、意見交換等を企画・実施
参加人数 40名×6箇所

②講習会開催日時

令和2年12月～令和3年2月15日（月）までの間の土日祝日。
地域ごとに実施日を分けて、6地域で開催。ただし、西部地域については、令和2年12月12日（土）に開催すること。
実施時間は10時00分～17時00分。

③実施場所等

県内6振興局地域（東部、中部、南部、豊肥、西部、北部）で開催

A 東部地域会場：

上村の郷（杵築市山香町大字久木野尾 3792 番 1）

- B 中部地域会場：
大分県産業科学技術センター（大分市高江西1丁目4361-10）
- C 南部地域会場：
大分県立佐伯高等技術専門学校（佐伯市西浜8-31）
- D 豊肥地域会場：
大分県立農業大学校（豊後大野市三重町赤嶺2328番地1）
- E 西部地域会場：
大分県日田総合庁舎 大会議室（日田市城町1-1-10）
日田市陸上競技場（日田市田島3丁目613番2）
- F 北部地域会場：
大分県立工科短期大学（中津市東浜407-27）

③講習会内容

- ・座学講習：2時間程度
- ・操縦体験講習：2時間程度
- ・意見交換：1時間半程度
- ・子供向け体験会
- ・その他：独自提案

(イ) 委託業務開催のプロモーション

①概要

委託業務の開催に関して、効果的な広報プロモーションの企画・実施

②プロモーション期間

開始：契約締結後速やかに

(2) 委託業務の内容

(ア) 共通事項

- ・会場の確保・配置調整・設営・撤収、安全対策、案内員の配置、必要資材の準備・運搬等
- ・ポスター、チラシの作成及び配布、インターネット、ラジオ等での周知活動、集客管理
- ・同日に開催する予定の他イベント主催者との連絡・調整等
- ・関係機関との調整、必要な手続き等
- ・成果品（実績報告書、本事業に関するデータ）の作成・提出

(イ) 座学講習

- ・講師等の確保、座学内容の検討
- ・座学内容は、農業、防災分野を重点的にドローンの利活用を幅広く紹

介すること。

- ・講演者及び講座内容については、甲と協議して了承を得ること。

(ウ) 実機操縦体験講習

- ・使用するドローンの調達、保険加入、航空法等許認可手続き
- ・インストラクターの確保
- ・参加者が主体的に取り組めるよう複数の操縦体験を同時に行える体制を整備すること。

(エ) 意見交換会

- ・司会者やファシリテーター等の確保
- ・地域課題やドローンに対するニーズが収集出来るような内容にすること。

(オ) 子供向け体験会

- ・子供でもドローンに触れて楽しむことができる体験会イベントを実施すること。
- ・使用するドローンの調達、保険加入
- ・インストラクターの確保

(カ) その他独自提案事項

4 実績報告書の作成

委託業務終了後30日以内に以下の点を満たす報告書(様式任意)を提出すること。

(1) 実施事業の概要

委託業務で実施した講習会の内容、手法及びアンケート結果における効果の分析を含む

(2) 意見交換会の成果

参加者から収集された地域課題やドローンに対するニーズ等を一覧表で整理した資料

(3) その他甲が必要と判断した資料等

(4) 上記の電子データ一式

5 その他

(1) 契約締結後、2週間以内に全体スケジュール表を提出すること。進捗管理については、甲の求めに応じ確認し合うこととし、必要に応じて適宜修正を行うこと。

(2) 契約締結後、双方の協議により、提案した内容の一部修正や、提案以外の内容を追加する可能性があること。

(3) 甲から委託業務の内容等について変更等の指示があった場合は、乙は誠実

に指示に従うこと。

- (4) 物品等の発注にあたっては、可能な限り県内企業の活用を検討すること。
- (5) 本委託業務の実施によって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (6) 乙は、成果物の著作権（著作権法(昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、乙は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 講習会等の開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から会場への消毒液の設置等、必要な対策を講じること。
- (9) 講習会の開催に際しては、適切に専任スタッフ等を配置し、参加者・出演者等の安全管理、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。
- (10) ドローンの飛行に際しては、航空法等の関係法令を遵守すること。
- (11) 会場の清掃、ゴミの収集運搬及び処理を行うこと。
- (12) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途甲と協議の上、決定すること。